

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「安全で高品質な製品の提供を通して、健康的で豊かな暮らし実現のお手伝いをする」ことを企業理念に掲げ、株主、従業員、顧客、社会等のあらゆるステークホルダーから信頼される企業グループでありつづけることが企業価値の増大に繋がると考えております。

企業理念を実現し、今後の経営環境の急激な変化に迅速かつ的確に対応していくためにも、強固で透明性の高い経営体制の構築が必須であり、この観点からコーポレートガバナンスの強化・充実、経営上もっとも重要な課題の一つであると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1 - 2 - 4】

当社の株主構成における海外投資家の持株比率が低いため、現状では業務、効率面から議決権電子行使プラットフォームの利用および招集通知の英訳は行っておりません。今後、海外投資家の持株比率の推移を踏まえながら、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則3 - 1 - 2】

当社の株主構成における海外投資家の持株比率が低いため、現状では業務、効率面から英語での情報開示は行っておりません。今後、海外投資家の持株比率の推移を踏まえながら、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4 - 1 - 2】

当社では、中期経営計画を策定しておりますが、社内の経営指標として位置づけており、これまでは開示しておりません。計画の進捗状況や未達項目については、定期的に分析し、取締役会において確認を行っております。これまでも、単年度計画については、実績の乖離が生じた場合には、原因分析を行い、必要な対策を講じるとともに、決算発表等を通じて、株主をはじめとするステークホルダーに対し開示しております。なお、中期経営計画の開示については、今後、その手段等を検討してまいります。

【補充原則4 - 1 - 3】

当社は、最高経営責任者である社長の後継者計画を現時点では明確に定めておりませんが、これまでの実績や当社の経営課題、経営環境に応えられるためのリーダーシップを有しているかなどを総合的に勘案して、最適であると認められる者のなかから取締役会で協議のうえ選定することとしております。

【補充原則4 - 2 取締役会の役割・責務(2)】【補充原則4 - 2 - 1】

取締役の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度の枠内において、個々の職責や実績、会社の業績、経済状況等を考慮したうえで、取締役会が代表取締役に一任し、代表取締役は独立社外取締役の意見も参考に、これを決定しております。

また、当社では業績連動報酬や自社株報酬は導入しておりませんが、取締役は、役員持株会を通して自社株を取得することにより、中長期的な企業価値の向上を意識した経営に取り組んでおります。

【補充原則4 - 10 - 1】

当社の独立社外取締役は、取締役会の過半数に達しておりませんが、取締役会において、当社の重要事項を決定する際には、その豊富な経験と高い見識のもと積極的な意見表明を行うなど、適切な関与がなされております。なお、当社は、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会は設置しておりませんが、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指名については、当社の経営を適切に遂行する能力を有しているかなどを総合的に勘案し、取締役会で審議・決定しております。また、報酬についても株主総会で決議された報酬限度の枠内において個々の職責や実績等を勘案のうえ、決定しております。したがって、現行の仕組みで適正に機能していると考えております。

【補充原則4 - 11 - 3】

当社では、原則週1回取締役協議会を開催しており、そのなかで経営課題について各取締役は部門毎の進捗状況や課題を報告し、関連な議論を重ねることなどにより自己評価や相互評価が行われております。しかしながら現時点で取締役会全体としての実効性についての評価は行っておりませんので、今後はより客観的に実効性が分析、評価できる仕組みづくりに努めるとともに、開示についても検討してまいります。

【補充原則5 - 2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、中期経営計画を策定し、売上・利益目標を設定しているものの、社内の経営指標として位置づけており、これまでは開示しておりませんが、事業ポートフォリオや経営資源の配分等については、事業環境や業績などを踏まえて適宜見直しをすることとしております。中期経営計画の開示につきましては今後その手段等を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

純投資目的以外の目的で保有する株式は、事業戦略上の重要性、取引の維持・強化などを総合的に勘案し、当社の中長期的な企業価値向上に資するものであることを確認したうえで保有する方針としております。なお、継続保有、売却による削減等の判断については、事業戦略上の重要性や、リターン、リスクなどを踏まえたうえで検証を行い、必要に応じて取締役会等に諮っております。

議決権の行使については、当社の企業価値向上に資することを前提として、発行会社の株主価値の向上の観点から総合的に判断し適切に議決

権を行使いたします。株主価値を毀損するような議案については、肯定的な判断はいたしません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役が競業取引や利益相反取引を行う場合には、取引内容を示して取締役会での承認を得ることとしております。また、その取引状況については、適宜、取締役会へ報告しております。主要株主との取引については、一般的取引と同様に、その取引の合理性を確認したうえで、必要と認められた場合には取締役会に付議することとしております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、従業員への福利厚生制度の一環として企業型確定拠出年金制度を導入しており、従業員に対しては、適宜、運用機関、運用商品の選定や資産運用に関する教育を実施しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

- (1) 当社の経営理念は、当社のホームページ上に公開しております。
- (2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「1.1基本的な考え方」に記載のとおりであります。
- (3) 取締役の報酬等については、株主総会で決議された取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役それぞれの報酬限度の枠内において、個々の職責や実績、会社の業績、経済状況等を考慮したうえで、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、取締役会が代表取締役に一任し、代表取締役は独立社外取締役の意見も参考に、これを決定しております。監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員会の協議により決定しております。
- (4) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選任にあたっては、当社の企業理念・経営方針に基づき、当社の持続可能な成長と企業価値向上に貢献するための資質を備え、迅速かつ的確な意思決定、必要なる高度な知識と豊富な経験を持つなど、当社の経営を適切に遂行する能力を有しているかなどを総合的に勘案しております。また、監査等委員である取締役候補者については、取締役の職務の執行を監査するにあたって、中立的・客観的な判断能力を備え、企業経営、法務、財務・会計分野における相当程度の知識を有する人物を選定し、監査等委員会において検討し、同意を得たうえで、最終的に取締役会にて決定しております。なお、取締役として職務執行に不正または重大な法令・規則違反等があった場合は、独立社外取締役の意見も参考にしたうえで、解任について検討することとしております。
- (5) 取締役候補者の個々の選任理由については、株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則4-1-1】

当社の取締役会は、法令及び定款に定める事項のほか、経営上の重要事項として取締役会規則に定められた事項について決議します。その他の業務執行における意思決定は、組織規程、職務権限規程によって職位ごとの決裁権限を定めています。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員である取締役として2名の独立社外取締役を選任しております。また、独立社外取締役の選任については、企業経営、法務、財務、会計などの各分野より、バランスを考慮しつつ、公正かつ客観的な立場にたつて助言・監督できる資質を備えた人物を選任することとしており、現在の独立社外取締役2名は、当社経営陣に対し、適時助言を行っていることから、その役割・責務を十分に果たしていると考えております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役の選任にあたっては、豊富な経験と高い見識を有することに加え、会社法や東京証券取引所の定める独立性の要件を充足する者のなかから、取締役会において十分な審議をし、選任しております。

【補充原則4-11-1】

当社は、取締役会において、多様な意見を取り入れることで、十分な審議と迅速な意思決定が行えるよう、取締役には年齢・性別・国籍に関係なく人格・見識に優れ、かつ高い倫理感を備えた人物であることを求めています。そのうえで、業務執行取締役については、生産・営業・管理等の各分野に精通した人物を候補者とし、監査等委員である取締役については、企業経営の経験や法務・財務・会計に精通した人物を候補者とするとしております。なお、取締役の選任にあたっては当社の持続的成長と中期的な企業価値向上に資するよう引き続き取締役会の多様性や規模の最適化を図ってまいります。

【補充原則4-11-2】

当社では、毎年「株主総会招集ご通知」「事業報告書」「有価証券報告書」において、各取締役の兼任状況を開示しております。なお、業務執行取締役全員および監査等委員である取締役全員は他の上場会社の役員は兼任しておりません。また、社外取締役は、自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の上場会社の役員を兼任する場合には、合理的な範囲内に留めております。

【補充原則4-11-3】

本報告書【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】をご参照ください。

【補充原則4-14-2】

当社は、各取締役がその役割・責務を果たすために必要なトレーニングの機会を継続的に提供することを基本方針としております。新任の取締役に対しては、職責に応じた必要な知識の習得と理解が得られるよう、外部セミナーへの参加を要請しております。また、社外取締役に対しては、会社の事業・財務・組織等に関する説明の場を設けております。

なお、就任後においても必要に応じて知識向上のため、研修を継続して実施しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で株主との建設的な対話を行ってまいります。株主との対話全般については、IR担当取締役が統括し、管理部門（経理部・総務部・財務部）が適切に対応します。そのため、各部門間において情報共有を徹底するようにしております。

なお、株主との対話に際して、把握された株主の意見等は必要に応じて取締役会に報告することとしており、また、別途定める「内部者情報管理規程」に従い、インサイダー情報を適切に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三井物産株式会社	105,300	6.55
ポーソー油脂持株会	100,915	6.28
農林中央金庫	77,000	4.79
理研ビタミン株式会社	70,000	4.35
双日株式会社	68,500	4.26
共栄火災海上保険株式会社	62,200	3.87
丸善薬品産業株式会社	57,800	3.59
東京海上日動火災保険株式会社	57,190	3.56
株式会社三菱UFJ銀行	56,050	3.49
株式会社りそな銀行	30,787	1.91

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
麻野 浅一	その他											
松本 裕之	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
麻野 浅一	○	○	同氏は、過去に当社および子会社の業務執行者でありましたが、平成15年6月に当社を退社してから、平成27年6月に社外取締役に就任するまでの間、当社との関係は継続しておりません。	企業経営者として豊富な経験と高い見識を有しており、当社グループの経営に対する確かな助言をいただけるものと判断しております。また同氏は独立性の基準にも抵触しておらず、一般株主との利益相反が生ずるおそれはないと判断し独立役員として指定しております。
松本 裕之	○	○	――	弁護士としての豊富な経験と専門的な知識を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断しております。同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。また、同氏は独立性の基準にも抵触しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会の職務を補助する使用人は、内部監査室長および室員とし、当該使用人は、監査の補助業務については取締役(監査等委員である者を除く。)の指揮命令は受けないものとしております。 また、当該使用人の任免、異動、人事評価、懲戒処分などにつきましては、監査等委員会の同意を得るものとする。
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

社外取締役は全員監査等委員となっており、取締役会、監査等委員会に外部の視点を持込むことで監査・監督機能の高度化を図っております。
また、監査等委員会における議論、意見交換により、常勤監査等委員を通して内部監査、会計監査との連携をとっております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

報酬については業績連動報酬や自社株報酬は導入しておりませんが、今後必要に応じて検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を開示

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

第92期事業年度中に支払った報酬は、監査等委員を除く取締役(6名)41,598千円、監査等委員である取締役(3名)14,928千円(うち社外取締役2名に対し4,800千円)の合計56,526千円であります。

上記金額には、当事業年度中に退任した監査等委員を除く取締役3名を含んでおります。

取締役の支払額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役については、総務部が担当となり、取締役会の開催案内、会議資料などの事前配布、議事録の回付等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、2018年6月28日開催の第90回定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。当社の取締役会は取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名、監査等委員である取締役3名で構成しており、経営の基本方針、法令で定められた事項および経営に関する重要事項についての意思決定および業務執行の監督機関として、原則として月1回の定時取締役会を、また必要に応じて臨時取締役会を開催しております。さらに取締役協議会(週1回)および経営検討会議(月1回)を開催し、経営全般の主要動向についての報告・連絡を密にすることで、経営の透明性を高め、取締役会の一層の活性化に繋げております。なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期につきましては、取締役の経営責任を明確化するとともに、経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制を構築するため、1年としております。

監査等委員会は、独立社外取締役2名を含む3名で構成されており、監査等委員会で定めた監査方針のもと、取締役の職務執行全般にわたり監査・監督を行うこととしております。また定期的に開催される監査等委員会において、監査計画に基づいた監査の実施状況等、各委員の間で情報および認識を共有することで、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務執行に対する監査監督の実効性を高めております。なお、当社では常勤監査等委員1名を選定しております。選定された常勤監査等委員は、当社の重要な会議への出席や内部監査部門および会計監査人との連携を通じて、監査等委員会の監査・監督機能の更なる強化を図っております。また、社外取締役である監査等委員には、専門的見地が必要であるとの認識から、企業経営経験者および弁護士を選任しております。

内部監査については、代表取締役直轄の機関として内部監査室を設置しており、内部監査員は内部監査規程に基づき、事業活動の適法性、適正性を検証し、監査結果を代表取締役および監査等委員会に対し報告をし、改善すべき事項がある場合にはその指導も実施することとしております。また、監査等委員および会計監査人とともに意見交換を行い、内部統制システムの整備・運用状況に関するアドバイスを受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のコーポレートガバナンス体制を選択している理由については、上記「2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレートガバナンス体制の概要)」をご参照願います。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	当社ホームページに招集通知を記載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示資料、有価証券報告書、株主総会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部、経理部、財務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「行動指針」、「倫理規程」、「コンプライアンス規程」などを制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	平成18年4月よりエコアクション21活動を開始、平成20年2月13日認証・登録

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループは、コンプライアンス体制の基礎として、「倫理規程」「行動指針」「コンプライアンス規程」を定め、当社グループの社会的責任を明確にし、それを取締役および使用人へ周知徹底することにより、法令遵守を企業活動の前提とする体制を構築する。
- (2) 当社グループの取締役および使用人は、具体的な遵守事項を示したコンプライアンス・マニュアルに従い職務を遂行する。
- (3) 当社グループは、コンプライアンス体制強化の為、内部通報制度を制定し運用する。

会社は、重大な法令違反その他コンプライアンス上の問題を発見し通報した者に対し、通報を理由に不利な扱いを受けることがないことを確保する。

2. 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報の取扱いについては、「文書管理規程」その他社内規定に従い、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理する。
- (2) 取締役は、必要に応じて、これを閲覧することができる。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 各部門の所管業務に付随する品質管理、安全管理、コンプライアンスなどのリスクについては、各部門でマニュアルを作成し、そのリスクの軽減に取り組む。
- (2) 当社グループにおいて災害などの不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策チームを設置し、被害の拡大を防止する。
- (3) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、その被害を防止するために、行動指針、コンプライアンス・マニュアルにおいて、反社会的勢力からの不当、不法な要求には一切応じないことを基本方針に定めるとともに、役職員に対する啓蒙活動ならびに警察、顧問弁護士などと緊密に連携し、関係の排除に取り組むものとする。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 年度経営計画および中期経営計画に基づき、各部門は目標計画を定め目標達成のために活動する。
- (2) 取締役の出席のもと、各部門長より担当業務の遂行実績、進捗状況などを報告する実績検討会議ならびに生産販売会議を毎月開催する。
- (3) 職務遂行については、職務権限規程に基づき、各役職員の権限と責任を明確化し、効率的な職務の執行を図る。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社が子会社の業務の適正を監視するにあたって、当社役職員が子会社の取締役に就くことなどにより、事業内容の定期的な報告と協議を行うものとする。
- (2) 監査等委員会は、グループ企業の連結経営に対応した全体の監査を、実効的かつ適正に行えるよう会計監査人および内部監査室との緊密な体制を構築する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務を補助する使用人は、内部監査室長および室員とする。
- (2) 当該使用人は、監査の補助業務については取締役（監査等委員である者を除く。）の指揮命令は受けないものとする。
- (3) 当該使用人の任免、異動、人事評価、懲戒処分などは監査等委員会の同意を得るものとする。

7. 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 監査等委員会に対し、法定事項に加え、グループ企業の連結経営に影響を及ぼす重要事項、内部監査の結果、内部通報制度の運用状況等を遅滞なく報告する。
- (2) 監査等委員は社内の重要会議に出席するとともに、職務の必要に応じて、取締役および使用人から意見の聴取をすることができる。
- (3) 取締役および使用人が監査等委員会に報告したことを理由に不利な扱いを受けることがないことを確保する。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行うことなどにより効果的な監査の実効性を確保するものとする。
- (2) 取締役は、監査等委員会が必要と認めた場合には、会計監査人、顧問弁護士等との連携を図れる環境を整備する。
- (3) 取締役は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求したときは、監査の職務の執行に必要なないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、その被害を防止するために、行動指針、コンプライアンス・マニュアルにおいて、反社会的勢力からの不当、不法な要求には一切応じないことを基本方針に定めるとともに、役職員に対する啓蒙活動ならびに警察、顧問弁護士などと緊密に連携し、関係排除の徹底に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレートガバナンスの充実に向けては、内部統制システムや適時開示体制の強化を図ってまいります。

The diagram illustrates the internal control system of a company, structured as follows:

- 株主総会 (General Meeting of Shareholders)** is at the top, with three arrows labeled "選任・解任" (Appointment/Dismissal) pointing down to:
 - 会計監査人 (Accounting Auditor)** on the left.
 - 監査等委員会 (Audit and Supervisory Committee)** in the center.
 - 取締役会 (Board of Directors)** on the right.
- 監査等委員会 (Audit and Supervisory Committee)** has a "連携" (Cooperation) arrow to the **会計監査人** and a "監督" (Supervision) arrow to the **取締役会**. It also has a "協議・連携 報告・指示" (Agreement/Cooperation Report/Instructions) arrow to the **内部監査室**.
- 取締役会 (Board of Directors)** contains two sub-boxes: **監査等委員である取締役 (Director who is a member of the Audit and Supervisory Committee)** and **取締役 (Director)**. It has a "相談 助言" (Consultation/Advice) arrow to the **顧問弁護士 (Consulting Lawyer)** and a "選任・解任" (Appointment/Dismissal) arrow to the **代表取締役 (Representative Director)**.
- 顧問弁護士 (Consulting Lawyer)** has "相談 助言" (Consultation/Advice) arrows to both the **取締役会** and the **代表取締役**.
- 代表取締役 (Representative Director)** has a "指揮命令" (Command/Control) arrow to the **経営会議 (Management Meeting)** and a "報告" (Report) arrow from the **経営会議**.
- 内部監査室 (Internal Audit Room)** receives "監査" (Audit) from the **監査等委員会** and has an "出席" (Attendance) arrow to the **経営会議**. It also has an "内部監査" (Internal Audit) arrow pointing down to the **社内各部門・グループ会社 (Internal Departments/Group Companies)**.
- 経営会議 (Management Meeting)** has a "討議報告" (Discussion Report) arrow pointing up to the **代表取締役** and a "監査" (Audit) arrow pointing down to the **社内各部門・グループ会社**.
- 社内各部門・グループ会社 (Internal Departments/Group Companies)** receives "監査" (Audit) from both the **会計監査人** and the **経営会議**.